

敦賀市結婚新生活支援事業のご案内

敦賀市では、結婚、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の一つとして、結婚に伴う経済的負担を軽減し、結婚を希望する方々を後押しするため、新生活に向けた住居の取得費用または賃借費用を支援します。

**対象世帯**

以下のすべてを満たす世帯が対象となります。

- ① 令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ② 婚姻時に、夫婦双方の年齢が**39歳以下**であること
- ③ 夫婦の所得を合わせて**500万円未満**であること※

※奨学金を返還している場合は、世帯の所得から年間返済額を控除

対象経費

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、婚姻を機に住居を取得、リフォーム、賃借、引越しする際に要した費用

住宅取得費用	建物の購入費
リフォーム費用	建物の修繕、増築、改築、設備更新等の工事費
住宅賃借費用	賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
引越し費用	引越業者又は運送業者に支払う費用

**補助限度額**

1世帯当たり**30万円**

(夫婦双方の年齢が29歳以下の世帯は、1世帯当たり**60万円**に拡大)

※**U25夫婦支援事業**について

結婚に伴う新生活のスタートアップに向けたさらなる支援のため、結婚新生活支援事業の対象となる世帯のうち、婚姻日における年齢が夫婦の双方又はいずれかが**25歳以下 (U25) の夫婦**に対し、支援金**10万円**を給付します。

詳しくは、敦賀市役所 児童家庭課まで、お問い合わせください。

手続き方法は、裏面をご確認ください

お問い合わせ 敦賀市役所 児童家庭課

電話 0770(22)8125

メール jidou@ton21.ne.jp

支給要件

- (1) 申請時に、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住居の住所となっていること
- (2) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- (3) 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと
- (4) 市税の滞納がないこと
- (5) **福井県が実施する共家事（トモカジ）講座を受講していること※**

※福井県では、新婚の時期から家庭のライフスタイルとして、夫婦や家族がともに家事を楽しむ「共家事（トモカジ）」の定着を図り、男女が共に家庭と仕事が両立できるよう、新婚世帯向けに「共家事」講座を開催しています。

※詳細は、福井県ホームページをご覧ください。



「共家事講座」（外部サイト）



申請方法

指定の申請書に、次の必要書類を添付し、
市役所児童家庭課まで提出してください。

申請期限：令和6年3月31日まで



（必要書類）

○婚姻を証明する書類

（戸籍謄本又は婚姻届受理証明）

○世帯の住民票

○申請者及び配偶者の所得証明書その他世帯の総所得がわかる書類

○申請者及び配偶者の市税の滞納がないことを証明する書類（納税証明書）

- ・貸与型奨学金の返済額がわかる書類（当該奨学金の貸与を受けている場合）
- ・住宅手当等支給証明書（住居を賃借している場合）※勤務先から受給している場合
- ・入居対象となる住居の売買契約書の写し（住居を購入した場合）
- ・入居対象となる住居の請負契約書の写し（住居を新築又はリフォームした場合）
- ・入居対象となる住居の賃貸借契約書の写し（住居を賃借している場合）
- ・住居の取得費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、引越費用を支払ったことを証する書類（領収書等の写し）
- ・福井県が実施する共家事（トモカジ）講座の受講証明書の写し

※**上記○の4点**は、市がこの補助金の申請の事務処理に必要な範囲において、申請者及び配偶者の戸籍（婚姻届を含む。）、住民票、所得、市税等の納付状況について確認することに同意される場合は、添付不要です。（1/2以降の転入の場合等は、省略できません。）

なお、本籍が敦賀市以外の方は、婚姻を証明する書類は省略できません。

※申請書類は、市役所児童家庭課にてお渡しします。

敦賀子育て支援情報サイト「KOSODATE TSURUGA」からも、ダウンロードできます。
詳しくは、敦賀市役所 児童家庭課まで、お問い合わせください。

敦賀子育て支援情報サイト
KOSODATE TSURUGA

